

Jリーグ規格スタジアム整備運営等事業に係る有識者委員会

第6回有識者委員会議事

1. 日 時：令和8年4月22日（水）10:00～12:15

2. 場 所：那覇商工会議所 ホール

3. 出席者：

—委員—

小倉	暢之	琉球大学 名誉教授
上林	功	学校法人二階堂学園 日本女子体育大学 体育学部 教授
小原	爽子	(株)日本経済研究所 地域本部 副本部長
西坂	涼	琉球大学 国際地域創造学部 国際地域創造学科 観光地域デザインプログラム 准教授
信江	雅美	広島経済大学 客員教授 響想舎 -kyososha- 代表 (元(株)サンフレッチェ広島 ピースウイング所長)
宮城	淳也	(一社)沖縄県サッカー協会 専務理事
儀間	一成	那覇市 企画財務部 参事兼企画調整課長

—オブザーバー—

柘植	優	沖縄県土木建築部 都市公園課 課長
金城	宏	沖縄県企画部 企画調整課 PPP/PFI 事業推進室 室長
横松	篤志	公益社団法人 日本プロサッカーリーグ（Jリーグ） クラブライセンス事務局 施設推進担当

—事務局及び業務受託者—

沖縄県、合同会社デロイト トーマツ、株式会社 山下PMC

4. 議題：

- (1) 第5回有識者委員会における意見への対応について
- (2) 実施方針の変更について
- (3) 要求水準書（案）に関する質問・意見等の回答について
- (4) 落札者決定基準・様式集について

● 配布資料

- (1) 次第
- (2) 配席図
- (3) 参加者名簿
- (4) Jリーグ規格スタジアム整備運営等事業に係る有識者委員会 設置要綱
- (5) 資料1 第5回有識者委員会における意見への対応
- (6) 資料2 実施方針の変更

- (7) 資料3 要求水準書（案）に関する質問・意見等の回答
- (8) 資料4 落札者決定基準・様式集
- (9) 別紙1 実施方針（変更版）
- (10) 別紙2 要求水準書（案） ※4月2日公表版
- (11) 別紙3 要求水準書（案）に関する質問・意見 回答（素案）
- (12) 別紙4 落札者決定基準（案）
- (13) 参考資料1 実施方針 ※2月18日公表版
- (14) 参考資料2 実施方針に係る質問・意見に対する回答 ※3月31日公表版

6. 議事概要：

(1) 第5回有識者委員会における意見への対応について

■ 事業スケジュールについて

- ・ 特定事業の選定・公表及び入札公告、入札説明書等の公表・交付のスケジュールを変更する場合、実施方針の変更版を公表する際に反映することが望ましい。

■ 陸上競技関係者への配慮について

- ・ 本事業について、従来陸上競技場であった施設がサッカースタジアムに変更されるものである。要求水準書（案）における「ランニングコースや運動スペースとして活用できる計画」の記載は、一般利用者による軽度な利用がメインであると読める。陸上競技関係者も練習で活用できる旨を反映することが望ましい。
- ・ 陸上競技関係者による利用が可能か否かは、書き振りのほか、施設の造り方にも左右される。例えば、陸上競技場の周辺にランニングコースを整備し、広さを確保のうえタータンを敷くことで、部活動や市民スポーツでの利用もできるような環境が整備された事例もある。
- ・ 現在の陸上競技場は、競技環境としては不足していることから専ら練習場として利用されており、過去には、走るための場としての機能について、コンコース等を活用したタータンを敷いたランニングコースは雨天練習も可能なことから望ましいとの案が出ていた。
- ・ 従来の陸上競技関係者が継続して利用できるよう、設計段階から陸上競技関係者の意見を聴取する等の対応を行っていただきたい。

(2) 実施方針の変更について

■ FC琉球の公募上の立ち位置について

- ・ FC琉球を特定スポーツ団体に指定する方法について、広く参加者を募るという観点から公平性・競争性を担保できるため望ましい。
- ・ 特定スポーツ団体への指定は、本事業の運営に参画することの義務付けとは異なると認識している。運営への参画に係る義務付けは責任が伴うものの、特にその制限はないことを踏まえると、「」ともに“育てるスタジアム”の趣旨を鑑みて、他のサッカー団体等も特定スポーツ団体に指定することも一案である。一方で、FC琉球以外の団体が運営への関心を持っていないのであれば、指定に加える必要はないと考える。
- ・ 女子サッカーの場合、更衣室や諸室の使い方、利用動線、運営上の配慮等、FC琉球とは別の観点からの意見が出る可能性がある。そのため、女子サッカーチーム等の意見

を伺う機会を設けることが望ましい。

- ・ 1つのスポーツ団体を特定スポーツ団体に指定し、提案段階でのコンソーシアムへの参画を制限する措置を講じたところ、別のスポーツ団体をコンソーシアムに組み入れる動きがあり、特定スポーツ団体の範囲を調整した事例もある。特定のコンソーシアムがスポーツ団体を囲い込む事態は避けたい意図を有していることが伝わるように、記載は工夫いただきたい。
- ・ Jリーグに所属する意思を有しているのはFC琉球及び沖縄SVのみである。女子サッカーについてはFC琉球さくらがWEリーグを目指しており、必要に応じて連携いただきたい。特に、沖縄県は女子比率が全国1位の県であることを踏まえて、女性視点の意見聴取は肝要である。
- ・ 日本サッカー協会は、インクルーシブサッカー（障がい者サッカー等）を組み入れた世界初のサッカー協会であり、国際的に参照されていることを踏まえて、県サッカー協会とも連携する体制を構築することが望ましい。
- ・ 女子サッカー及び障がい者サッカーとの連携は重要である一方で、特定スポーツ団体への指定の目的は競争性の担保であることから、特定スポーツ団体に指定する対象は、当該団体をコンソーシアムに組み入れることで、競争性の担保が損なわれる恐れがあるか否かで判断することが適切である。女子サッカー等との連携については、特定スポーツ団体への指定とは別の論点として記載することが望ましい。

■ 協力企業の取り扱いについて

- ・ 昨今サブコンの確保に難航するケースが増えていることを踏まえて、WTO協定に反しない限り、協力企業の取り扱いの一部緩和は認めることは適切である。特に地元の中規模のサブコンが少なく、特定のコンソーシアムに集中することで、他のコンソーシアムによる事業参画が難しくなることが想定される。
- ・ 地方においては地元のメディア企業や交通インフラ企業等の代替されない企業が単一であることも多く、特定のコンソーシアムに占有されるリスクは懸念される。また、一般的にゼネコンは、諸々の設備検討の際には事前に設備メーカー等に参考見積もりを取る。参考見積もりを出した設備メーカー等が協力企業に入るケースもあるが、最終的には経済合理性が高いところを選ぶことになるため、協力企業については可能な限り弾力性を持たせることが望ましい。
- ・ 案に異論はない。一方で、代替されない企業が特定のコンソーシアムに占有される場合、他のコンソーシアムは提案時には当該企業を体制に入れることはできないことには変わらないことから、課題の解決にはつながらない可能性がある。
- ・ 代替されない地元企業の観点で、協力企業の変更を認める意義はある。サブコンについては、様々な分野で逼迫傾向にあることは事実であるものの、一定程度の代替は可能であると考えている。なお、現実的には一度協力企業として体制に入った企業を変更することは想定されにくいものの、変更を認めることは有意義である。
- ・ 案の記載が適切である。商慣習等により、協力企業の自由な移動は難しい実態とのバランスがとれた記載である。
- ・ 沖縄県の地元企業の数に限られていることを踏まえて、制度上問題ない場合、協力企業の取り扱いの一部緩和は望ましい方向性である。一方で、協力企業の退出について

は、大手企業等により、地元の中小企業等が退出させられる事態が懸念される。構成の変更の際には県の承認が必要となることから、協力企業の退出について、後のトラブルを防ぐことのできる判断をしていただきたい。

- ・ 協力企業退出の場合の検討は必要であるが、そもそも県の承認が必要となっているため、対応可能と史料する。
- ・ 現在 SPC を活用した事業が増えており、サブコンの一部が SPC に参画するケースも増えている。そのため、会計上の処理が煩雑になっていることも、参画に慎重になる一因ではないかと考える。

■ 民間収益施設の取り扱いについて

- ・ スタジアムと民間収益施設を合築で整備の上、運営するパターン（以降、「パターン C」という。）は、スタジアムと分離せず、スタジアム内の床を使用して、民間収益施設を運営するパターン（以降、「パターン A」という。）よりも、外から入りやすい民間収益施設となることが期待できるため望ましい。事業終了時の除却は課題であるものの、記載次第で対応可能と考える。なお、民間収益施設の運営を続けることが適切である場合は、除却せずに、PFI 事業の継続や別の委託事業としての発注等の余地を残すことも一案である。
- ・ パターン C について、主要な構造を別物として、設備も別系統とするような建築物は一般的にも存在する。構造耐力に余裕を持たせ、将来的に除却しても主要構造部が成り立つようにする等、方法としては様々考えられることから、選択の余地を残し、除却することができることは前提に、提案に委ねることが望ましい。
- ・ パターン A、対象地内において、広場エリア等にスタジアムとは別築で民間収益施設を整備・運営するパターン（以降、「パターン B」という。）、パターン C について、全て認める方針が良い。除却や残置物等の問題は事前に検討・調整のうえ、方針を定めれば対応可能である。民間収益施設が賑わいの拠点となることが重要であり、利用者の視点からは良い施設であればパターン A、パターン B、パターン C のいずれの形態でも問題ない。良い施設を整備することを優先し、施設を整備するための方法論は幅広く認めることが適切であると考え。スタジアム周辺の、民間収益施設を設置できる範囲について、狭い印象があるため、自由度の確保は重要である。
- ・ コンコースが広く活用の余地も大きいことから、周辺地域の既存イベント等が本スタジアムで開催されることも想定される。賑わい創出のためには民間収益施設が重要であることから、柔軟な対応が望ましい。

(3) 要求水準書（案）に関する質問・意見等の回答について

■ 運営企画業務について

- ・ 県民・地域住民の参画のため、設計段階、建設段階、運営段階を通して、継続的にワークショップを開催し、特定事業者にも協力いただくことで、「”ともに”育てるスタジアム」の実現を図る認識である。ワークショップは重要である一方で、開催をせずとも、スタジアムは完成できる。ワークショップ開催主体について、設計・建設段階は MICE 推進課、運営段階はスポーツ振興課となることから、事業者選定の前段階から、県内部で体制や進め方、ワークショップの参加者や規模の想定等、調整を進め

ていただきたい。

- ・ 継続的なワークショップの開催は画期的な取組であると考え。ぜひ検討を進めていただきたい。

■ 基本となる機能について

- ・ 奥武山公園は災害時の避難所となり、仮設住宅の設置場所ともなることを踏まえて、本スタジアムにおける防災時の方針は検討が必要である。

■ 防災計画について

- ・ 本スタジアムは屋外スタジアムであることから、大きなひさしを整備いただく提案もあり得る。「外部」を「スタジアム屋根の投影面積よりも外」と定義することで、避難時間確保のためにひさしを小さく設計する方向に誘導してしまう可能性が危惧される。「構造的担保がとれている場合は、その限りではない」等の追記を検討いただきたい。

■ 電気設備について

- ・ Jリーグはナイターでの興行が望ましいものの、照明設備に係る電気代が多くかかる。興行時のみ発電機を設置することで電気代を抑えている事例もあり、本事業においても同様な対応を認めることも一案である。発電機は停電時にも活用できることから、防災の観点とも関連する。
- ・ Jリーグの興行に必要な電源は確保が必要となる。一方で、その他多くの電源が必要となるイベント興行等の電源確保まで求める場合、基本料金が大幅に上がることが懸念される。発電機の利用は対応策として検討される。事業者にとどこまで要求するのかについては、サービス対価の金額とのバランスを鑑みて検討いただきたい。
- ・ ネットワーク不良の原因特定は難航するケースが多いため、ネットワーク設備の所管する先を統一する等、責任及び管理主体を明確化することが肝要である。
- ・ 演出照明や外観照明等、スタジアムの魅力や賑わいを創出する照明は必要であり、具体的な内容は提案に委ねる旨を回答する等、検討いただきたい。本スタジアムはサッカーをするためだけのスタジアムではなく、観戦を楽しみ、非興行日にも地域の賑わい創出に資する施設となることが求められることを踏まえた提案が受けられるようにすることが肝要である。

■ 散水システム等について

- ・ 工業用水は通常の水道料金よりも金額は低いものの、工業用水を引く整備費に費用を要し、川の水の利用は衛生上問題が生じ得ることから、雨水利用は重要である。

■ 保管警備業務について

- ・ 個々の施設全てにおいて 24 時間有人警備を求めることは無駄が多い。防災拠点の場合、24 時間有人警備は重要である一方で、奥武山公園内の個々の施設それぞれで 24

時間有人警備を行うことは妥当ではない。奥武山公園内の既存の警備会社及び既存施設との調整が必要な事項ではあるものの、将来的には公園全体で面的に警備体制を検討することが合理的な検討をするためには必要である。

- ・ 巡回警備と機械警備は別会社で行う場合があるため、警備体制の連携が必要である。巡回警備と機械警備、ないし有人警備それぞれが連携していることが求められる。

■ 広告収入について

- ・ 広告収入が収入の中で占める割合は高い。リボンビジョン等が整備されている施設も増えていることを踏まえて、収益を増やす工夫として本スタジアムでも設置するのか検討が必要である。
- ・ 固定看板は設置面積が上限に達すると、それ以上の収入が得られないことがネックである。一方で、リボンビジョンやフィールドビジョンは時間で広告掲出し販売することから、広告収入を得られやすい。設置されることが望ましいものの、規模等については今後の検討事項としたい。また、複数のビジョンを連動して動かせる統合演出装置があることで、例えば、コーナーキックの際にCMを流す等、試合中の場面に応じた広告掲出が可能となり、広告価値を高め、より多くの広告収入を確保することが可能となる。

■ 要求水準書（案）について

- ・ 防災計画に係る記載が不足している印象である。県の今後の防災方針に沿った提案とすること等の追記を検討いただきたい。電源や広告についても災害時・非常時の活用に係る検討が期待できるようになると思料する。

(4) 落札者決定基準・様式集について

（事業者選定に係る事項であるため、非公表）

以上